

土浦市協働のまちづくり ファンド(ソフト)事業

令和8年度実施事業の募集

後期
募集

【過去の認定事業】

Fund
TSUCHIURA



募集概要

市内に拠点をもつ市民活動団体が、魅力的な地域づくりや、地域課題の解決などを目指して市内で行う新たな活動に対し、その活動のスタートアップを支援するために最大2年間経費を助成します。
※この事業は、土浦市協働のまちづくり基金を活用しています。

募集期間

令和8年5月15日(金)～令和8年6月26日(金)

※申請前に事前相談が必要です(土日祝を除く午前8時30分から午後5時まで)

※事前相談から申請まで1週間程度要しますのでご配慮願います。

補助対象団体

NPO法人やボランティア団体・地縁団体等、市内に事務所などの拠点があり、市民を主たる構成員とする、まちづくり活動を行う市民団体 ※運営に関する規約・会則等を持つ団体とします。

補助対象事業

市内で実施する公共的、公益的かつ、地域活性化や課題解決に向けて取り組む新たな事業であり、補助金終了後も継続して行われる見込みのある事業 **※補助金交付決定後～令和9年3月31日までに完了する事業**

補助内容

補助率	補助額
(1回目)補助対象経費の4分の3以内	(1回目)30万円以内
(2回目)補助対象経費の2分の1以内	(2回目)20万円以内

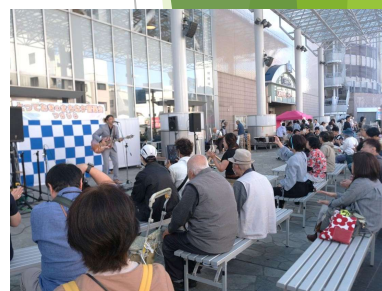
※補助金の交付は1団体1事業です。ハード事業とソフト事業は重複して受けられません。

※同一事業に対し、2回(2年)まで補助の対象となります。

※一度補助を受けた団体は補助期間を終了後、3年間は補助交付申請ができません。



TSUCHIURA JACK



とっておきのまちなか音楽会



土浦だからの元気プロジェクト



子どもの日本語学習支援プロジェクト



つちうら彩りフェスティバル

対象となる経費

費目	内容
報償費	講師やアドバイザーへの謝礼金
消耗品費	会議資料などの用紙、事業に必要な材料費
印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代
役務費	事業に関する郵送料、事業開催に係る損害保険料
委託料	会場設営費等専門的な知識や技術に対し委託した費用
使用料・賃借料	会場使用料、機材レンタル料
その他諸経費	事業実施に不可欠なもの

※旅費、食糧費、単価が高額な物品の購入は対象となりません。

応募方法

提出書類や募集内容の詳細については、「土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト事業応募の手引き）」に記載しています。手引きは市民活動課窓口で配布しているほか、土浦市ホームページからもダウンロードできます。
（土浦市ホームページ内 「ファンド」で検索）

審査・選考

事業の審査は運営委員会で行いますので、代表者が出席し、事業の目的や内容について、プレゼンテーションをしていただきます。

スケジュール

令和8年 5月15日	募集開始
6月26日	募集締め切り
8月7日	公開プレゼンテーション（審査会）14時～
9月上旬から	事業実施
事業完了後	実績報告

その他

土浦市協働のまちづくりファンドではハード事業の募集も行っています。受付窓口は土浦市都市政策部都市計画課です。

土浦市協働のまちづくり基金への皆様からの寄付をお願いしています。

受付
問合せ

土浦市 市民生活部 市民活動課 市民協働室
電話 029-826-1111 内線2458
E-mail : shimin-katsudo@city.tsuchiura.lg.jp



Fund
TSUCHIURA